

平成26年(ヨ)第36号 川内原発稼働等差止仮処分命令申立事件

債権者 荒川 讓外

債務者 九州電力株式会社

### 準備書面19 (避難計画3)

(債務者準備書面8に対する債権者の反論)

平成26年12月15日

鹿児島地方裁判所 民事第3部 御中

債権者ら代理人

弁護士 森 雅 美

同 板 井 優

同 後 藤 好 成

同 白 鳥 努

外

## 第1 はじめに

債務者は、内閣府原子力災害対策担当室が作成した「川内地域の緊急時対応」（乙第96号証。以下単に「内閣府避難計画」という。）を引用し、これが「川内地域における避難計画も含む緊急時対応の具体的内容」であるとし、「この緊急時対応は、十分実効性のある内容となっている」として、この内閣府避難計画に基づき、川内原発周辺住民（30km圏内住民）の避難計画は万全であるかのように主張するが、しかし、避難計画を作成するだけであれば、そのこと自体はそれ程困難なこととは思えない。

問題は当該避難計画が真に実効性のあるものかどうかということであり、避難計画の前提とされている諸条件が現実存在し根拠のあるものといえるかどうかということであろう。

このような視点から、債務者が万全な避難計画であると考えている内閣府避難計画をもとに、債務者の主張をあらためて検証するとき、その実効性が極めて疑わしい事実が一層明らかとなってくるのである。

以下に、債務者の主張にそって、内閣府避難計画の実効性を検証する。

## 第2 医療機関・社会福祉施設に関する内閣府避難計画の欠陥

### 1 半径5km圏内の要援護者の大部分の避難先が鹿児島市であること

債務者は、災害対策基本法に定める防災基本計画に基づく原子力災害対策重点区域のうち、川内原発から半径5km内の地域であるPAZ（予防的防護措置を準備する区域。以下単に「PAZ」という。）圏内の要援護者の避難については、「医療機関・社会福祉施設（7施設）の入居者363人及び職員100人（合計463人）の避難先には、鹿児島市と姶良市の施設を確保している（乙96、21・25頁）」と主張する（債務者準備書面8の8頁下段）。

債務者の主張するように、国の内閣府原子力災害対策担当室がまとめた川内地域の緊急時対応全体版（乙第96号証・21頁）によると、PAZ圏内の医療機関・社会福祉施設の避難先はそのほとんど（8割以上）が鹿児島市内であり、残りの一部が始良市となっている。

## 2 原発事故時の風向（北西の風）によっては鹿児島市内は要援護者の避難先とはできないこと

(1) しかし、債権者が以前の準備書面ですでに指摘しているように、原発事故による放射能汚染の広がりには事故当時の風向、地形によって大きく左右され、とくに川内原発の風下にあたる地域については放射能流出時には50キロから100キロメートルまで放射能汚染が及ぶことになることは、福島原発事故当時における風向と放射能汚染地域の教訓や、民間の環境専門家（環境総合研究所）による川内原発事故による放射能流出を想定したシミュレーションからも明らかとなっている。

ところで、薩摩川内市の年間の風向については、8月を除いては、北西を中心に西北西から北北東の風であるとされているが、川内原発事故時の風向が薩摩川内市では年間で最も可能性が高いとされる北西風であった場合には、鹿児島市や始良市は川内原発から半径50キロ圏内に入る風下となる。

そうならば、これらの地域は避難先の対象となるどころか、鹿児島市内の住民自身が避難をしなければならないのである。

このように考えると、PAZ圏内の医療機関及び社会福祉施設の避難先として、鹿児島市内と始良市内のみが計画されていること自体、その実効性は極めて疑わしいものとなっている（少なくとも川内原発事故時の風向きが北西であれば、債務者の主張する「避難先の確保」は何ら意味をなさないこと

となる。)

- (2) なお脱原発問題にとりくむ民間シンクタンクである原子力市民委員会（座長：吉岡斉九州大大学院教授）が、川内原発周辺自治体を対象にして、本年11月に行った「九電川内原発の緊急時における原子力災害避難計画についての自治体アンケート調査」の集計結果報告（甲第108号証5頁。以下単に「自治体アンケート調査結果」という。）によると、内閣府計画が「予定していた避難先の空間線量率が比較的高い場合や、何らかの理由で使用できない場合には、鹿児島県は、関係市町村と調整して、他の避難先を調整」（乙第96号証・43頁）するとしていることに対する質問に対し、避難計画に反映されていると回答した自治体は薩摩川内市のみであり、他の自治体（いちき串木野市、出水市、阿久根市、鹿児島市、始良市他）はいまだ反映されていないとの回答であった。

そもそも、原発事故時の風向やこれに伴う予定していた避難先の空間線量率の高さをみて、「鹿児島県が他の避難先を調整する」といつてみたところで、「机上の計画」であればできるかもしれないが、実際にその場に臨んでの突然の変更調整をしようとしても、元来無理なものという他ない。

### 3 半径5km圏内要援護者の避難先とされる施設の受入可能人数の問題

- (1) 債務者がPAZ要援護者の避難先確保の根拠とする内閣府避難計画（乙第96号証・21頁）にあるPAZ圏内7施設及び避難先の一覧表によると、避難対象者7施設363人に対する避難先施設として13施設とされ、750人が受入可能人数とされている。

しかし、ここで避難先の受入可能人数とされているのは避難受入先の各施設の収容定員の数なのか、それとも、すでに存在する既存の収容者の分を除

いた空室としての受入収容可能人数なのか、が明らかになってない。

ところで、P A Z 圏内の避難先施設の人数が7施設で363人ということは、1施設あたり平均約52人ということになる。

これに対し、避難先の受入可能人数とされているのは13施設750人とされていることからすると、その1施設あたりの人数は57人ということになるが、このような事実から推定すると、乙第96号証・21頁に記載されている避難先施設の受入可能人数とは、同各施設の収容定員に近い数字ではないかと思われる。

もしそうだとすると、事故時に避難してきた要援護者が入居・入院できるだけの現実の受入可能人数（空室・空床）は決して十分なものとはいえないものとなろう（現実稼働している病院・施設においては、定員に対して、空床、空室が十分あるとは、到底、思えない）。

(2) 債権者がすでに主張しているように、報道によると、「鹿児島県の担当者は『現状では（受け入れ先となる）30キロ圏外の病院や福祉施設がほぼ満員。会議室など空き部屋を使ってでも受け入れ先を調整するのは難しい』と話す」（甲第7号証の1。朝日新聞2014年3月25日付）とされているが、このような報道から考えても、避難先施設の川内原発事故時の受入可能人数とされる数字が750人にも達しているというのは、到底、信じ難い数字である。

例えば、乙第96号証・21頁記載の避難先施設のうち、病院は4施設、受入可能人数合計247人となっていることからすると、病院は1施設あたり60名余りが受入可能人数ということになるが、受入可能とされる4病院がそれぞれ常に60人以上の空床をかかえているということ自体、にわかには信じ難いことである（そのように多くの空床をかかえている病院など一般

的に考え難いし、そのような病院が仮に現実にあったとしても、早晚、経営に行き詰まることになろう。)

このように考えてくると、乙第96号証・21頁に記載されている避難受入可能人数(合計750名)はますます信じ難いものである。

それにも拘らず、債務者が乙第96号証・21頁の記載を根拠に、川内原発PAZ圏内の要援護者、即ち医療機関・社会福祉施設の入居者の避難先を確保しているというのであれば、避難先施設の受入可能人数に関して、各施設の現状の収容数をふまえて、どのような受入余力(空床)があるのかを、具体的に明らかにするべきであろう。

#### 4 半径5～10km圏内要援護者の避難先とされる施設の受入可能人数の問題

債務者は、「医療機関・社会福祉施設については、鹿児島県では、川内原発から5～10km圏にある施設(10施設463人)についてPAZ圏内と同様、施設毎の避難計画を作成し、避難先を確保している(乙96、45頁)」と主張する(債務者準備書面8の10頁下段)。

しかし、債務者が主張する避難計画の避難先とされているのは、その3分の2にあたる人数(約308名)が、またしても鹿児島市もしくは姶良市である。

しかし、先に述べたように、川内原発事故時の風向によってはこのような鹿児島市や姶良市自体が流出放射能汚染地域となり(むしろその可能性は高い)住民避難の対象地となるのであり、これらの自治体にある施設を避難先施設としている内閣府の計画(乙第96号証・45頁)自体が極めて不確かなものである。

また、計画(乙第96号証・45頁)では、5～10キロ圏内施設の避難先

施設の受入可能人数は18施設827人（平均1施設あたり45.9人）、避難元施設の避難対象人数（病床入所定員）は10施設463人（平均1施設あたり46.3人）とされていることからすると、この場合もPAZ圏内の避難受入先の受入可能人数の点で述べたように、5～10km圏内の避難先施設の受入可能人数とされている人数も各受入施設の定員に近い人数であり、既入所者数を除いた空床、空室の余力人数とは、到底、考えられないものである。

## 5 半径10～30km圏内の要援護者に関する「内閣府避難計画」の不備

(1) さらに、債務者は、「10～30km圏内にある医療機関・社会福祉施設（227施設9703人）については避難先候補施設（496施設、43,573人：入所定員）を確保している（乙96、46.48.49頁）」と主張する（債務者準備書面8の10頁下段）。

しかし、内閣府が策定するUPZ圏内10km～30kmの医療・社会福祉施設の避難については、「国の原子力災害対策本部から、一時移転等の指示が出た地域で10km～30km圏にある医療機関、社会福祉施設（227施設9703人）については鹿児島県の調整により避難先を確保」とだけしか記載されておらず（乙第96号証・46頁）、5km圏内及び5～10km圏内の各避難先の記載にあるように、「PAZ圏内の医療機関及び社会福祉施設の全てについて避難先を確保」（乙第96号証・21頁）とか、「川内原発から半径5～10km圏にある医療機関、社会福祉施設についてPAZ圏内と同様、施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保」というような記載はみあたらない。

しかも、UPZ10～30km圏内の医療機関、社会福祉施設の避難については、内閣府避難計画では、「避難先受入施設」とされずに、「受入候補施

設」としてあくまで候補施設とされているにすぎず、「鹿児島県は一時移転等の指示が出た場合には予め用意した避難先候補施設リストから避難先を選定」（乙第96号証・46頁）することとされている。

このような内閣府避難計画（乙第96号証）の記載からすると、UPZ 10km～30km圏内の医療機関等については、確たる避難計画は作成されておらず、従ってまた、避難先も具体的には定まっていない（作成しているのは、内閣府原子力災害対策担当室において一方的に選定した単なる避難先候補施設を避難予定先に考えているにすぎない程度のものではないか。）と考えるべきである。

内閣府の計画では、「鹿児島県は一時移転等の指示が出た場合には……候補施設リストにより避難先を選定」とされているが、現在においても避難受け入れ先の確保が困難とされている状況下であり、いざという時になって初めて鹿児島県において避難先の選定をしたとしても、その実効性は極めて疑わしいものである。

(2) 原子力市民委員会の実施した自治体アンケート調査結果報告（甲第108号証・6頁）によると、「内閣府計画によると、10キロ以遠の要援護者の入所・入院している施設については、具体的な避難先は定めず、事故が生じた後、コンピュータ・システムで避難先を調整するとしている（乙第96号証48頁）が、これが各自治体の避難計画に反映されているか」という質問に対しては、

- ① これがすでに避難計画に反映されていると回答した自治体はなかった。
- ② 逆に、「まだ反映されていない」と回答した自治体は、9自治体中、薩摩川内市、いちき串木野市、鹿児島市をはじめとして計8自治体あったとされている（甲第108号証・6頁）。

一方、原子力災害時の避難受け入れ計画を策定しているかという質問に対しては、鹿児島市をはじめ質問対象とした18自治体の全てが策定していないという回答であった（甲第108号証・8頁）。

債権者がすでに述べているように、鹿児島県の伊藤知事も、「30キロまでの要援護者の避難計画は現実的ではなく不可能だ」、（要援護者の避難計画策定は）「10キロで十分だと思っている」と発言している（甲第10号証・2014年6月14日朝日新聞）が、先に述べたように10キロ～30キロ圏内の避難計画がまともに作成されている様子はみられないという事実は、このような県知事の発言からも十分窺い知れるところである。

（3）なお、原子力市民委員会の実施した自治体アンケート調査結果報告（甲第108号証・4頁）によると、川内原発周辺自治体の医療機関や社会福祉施設の避難計画に関する回答は、以下のとおりとなっている。

病院や社会福祉施設の避難計画の策定状況について

- ① 把握していない——いちき串木野市、さつま町
- ② 10%をこえる施設が策定済みとして回答した自治体はなかった。
- ③ ただし、10%以下の施設においては策定済みと回答した自治体は、阿久根市と日置市のみであった。
- ④ また、薩摩川内市は原発から10km圏内の医療機関・社会福祉施設は計画を全て作成済み、と回答した。

このような川内原発周辺自治体の回答からみても、同各自自治体における病院や社会福祉施設の避難計画は、ほとんど進んでいないことが窺えるのである。

### 第3 自家用車での避難が困難な住民のバスによる避難計画について

## 1 半径5km圏内の一般住民避難に要するバスの台数

債務者は、「(全面緊急事態における)PAZ圏内の一般住民の避難について、自家用車で避難させるとともに、自家用車による避難ができない住民816人、観光客等一時滞在者225人(想定対象人数約1000人)を鹿児島市内であらかじめ定められた避難先へバス等で移送する(乙96、28～32頁)」としている。

確かに、内閣府避難計画によると、原発から5km内のPAZ圏内においてバスで避難させる対象となる一般住民等は約1000人とされており、そのために使用するバスは33台とされている(乙第96号証・31頁)。

ところで、内閣府によるPAZ圏内の要援護者の避難計画によると、このような要援護者のPAZ圏内避難想定対象人員は約2000人とされ、その避難に要するバスは52台とされている(乙第96号証・25頁)。

そうすると、PAZ圏内からの住民・要援護者等の避難(推定避難総数約3000人)に要するバスの台数は合計で85台ということになる。

しかし、内閣府避難計画(乙第96号証・26頁)によっても、薩摩川内市内のバス会社等が保有する車輛の総数は100台とされている一方、鹿児島県と同県バス協会によると、「貸し切りバスは約800台あるが、原発周辺で用意できるのは約100台」(甲第59号証・2014年8月31日付朝日新聞)であるとされている。

このように考えると、仮に薩摩川内市内のバス約100台の全部が使用でき、かつ、事故時に県内のバス会社が用意できるとする貸し切りバス100台を加えたとしても、川内原発事故時の避難のために準備できるバスはせいぜい約200台余しかない、ということになる。

## 2 半径5km～30km圏内の住民の避難に要するバスの圧倒的不足

先にみたように、内閣府避難計画によっても、P A Z 圏内の避難だけで 8 5 台のバスを要することとなるが、U P Z 圏内、即ち原発から 5 k m ~ 3 0 k m 圏内の避難に要するバスの台数は、到底、残りの 1 1 5 台（2 0 0 台 - 8 5 台）程度で足りるものではない。

それでは、P A Z 圏内におけるバス避難に要するバスは、いったい何台くらい必要となるのか。

まず、内閣府避難計画において、U P Z 圏の内、5 ~ 1 0 k m の医療機関等の避難者想定人数は約 4 6 3 人とされていることから、バスにして 1 0 台は必要となる。

また、U P Z 圏の内、1 0 k m ~ 3 0 k m 圏内の医療機関等の避難者想定人数は約 9 7 0 3 人とされていること（乙第 9 6 号証・4 6 頁）からすると、その避難に必要なバスの台数は約 2 4 2 台（1 台あたり 4 0 名が乗車するとみて）ということになる。

しかし、これは、U P Z 圏内の医療機関等の避難に必要なバスの台数である。

この台数に、さらに U P Z 圏内の自家用車が利用できない一般住民等の避難に必要な台数を加えると、U P Z 圏内の避難に必要なバスの台数は、更に飛躍的に増加する。

このような U P Z 圏内の一般住民等の避難に要するバスの台数については内閣府避難計画（乙第 9 6 号証）には記載されていないが、同計画（乙第 9 6 号証）において半径 5 k m 内とされる P A Z 圏内の一般住民等のバス避難人数が約 1 0 0 0 人とされていることから単純計算により推定すると、U P Z 圏内（半径 5 k m ~ 3 0 k m 圏内）のバス避難を要する一般住民は、その 3 5 倍の約 3 万 5 0 0 0 人と推定されることになる（即ち、半径 5 k m 圏内（P A Z 圏内）に対して、半径 5 ~ 3 0 k m 圏内（U P Z 圏内）はその 3 5 倍の面積があ

ることとなる  $\{(30^2 \pi - 5^2 \pi) \div 5^2 \pi = 35\}$ 。そうすると、半径5 km圏内のバスによる避難人数を1000人としたとき、半径5 km～30 km圏内のバスによる避難人数は3万5000人(1000×35)となる。

そうなると、UPZ圏内の一般住民等のバス避難に必要なバスの台数(1台あたり40人定員と考えて)は、約875台ということになる。

このように考えると、UPZ圏内のバス避難に要するバスの台数は1127台(875台+242台+10台)ということになる。

債権者がすでに述べているように、報道によると、「県が原発が立地する薩摩川内市と隣のいちき串木野市の10キロ圏内の住民の避難に必要なバスの台数を数えたところ、30～50人乗りで計415台程度だった」(甲第59号証・2014年8月31日付朝日新聞)とされているが、このような自治体の回答(10キロ圏内の住民の避難に必要なバスの台数が415台という回答)や、避難の対象となるUPZ圏内の住民総数が20万9300人とされている(乙第96号証・4頁)ことから考えても、UPZ圏内の住民等の避難に必要なバスの台数が1100台(3万5000人)程度というのは、決して不自然な数字ではない。

しかるに、先にもみたように、川内原発事故発生の際に周辺住民等の避難に使用できるバスとして現実に稼働可能なバスの台数はせいぜい200台程度であり、避難に必要なバスの台数からすれば、圧倒的に不足していることとなるのである。

#### 第4 内閣府避難計画におけるその他の欠陥

以上みてきたように、債務者は、内閣府作成の避難計画(乙第96号証)をひきあいに出して、川内原発周辺住民の避難は実効性があり、原発事故から住

民の安全を守る上で十分な内容であるかのように述べている。

しかし、債務者がその避難計画において中心的に述べている「要援護者の避難先の確保」についても、また、「避難用のバスの確保」についても、先にみたように具体的に検討すると、その実態は、いずれも必要な根拠と裏付けを欠く極めて不確かなものであることが明らかとなってくるのである。

更に問題なのは、内閣府避難計画では、医療機関の避難者のうち、特に重篤な入院患者等の長時間の避難のために必要とされる医療設備を搭載した車輛等については、必要な台数どころか、その存在さえも全く検討されておらず、避難のために準備されている様子は全く窺えない、ということである。

これは、事故発生から避難先の病院に到着するまでに入院患者48名の犠牲者を出した福島原発事故の重要な教訓の一つとなっている「入院患者のための医療設備を備えた移動手段（医療用車輛）がとくに重篤患者の避難にとって不可欠」という問題を全く看過したものである。

また、すでに債権者が述べたように、放射能流出を伴うような原発事故の避難においては、事故時の風向や地形が極めて重要であることが福島原発事故の教訓であり専門家も指摘しているところであるにも拘らず、債務者が十分な避難計画として掲げる内閣府作成の避難計画においては、避難ルートや避難先においてこれらが考慮されている様子は全く窺えないのである。

しかも、債権者が指摘している自動車による避難走行中の車内被曝の危険性、即ち、自動車の構造自体が完全な気密性を欠くため、走行中も外気の侵入が避けられず、避難者に放射能被曝の危険があるという問題、また、長時間に及ぶ避難中のガソリン補給やトイレの問題等についても何らの検討もなされておらず、そのための具体的対策は何ら講じられていない。

以 上